

業務委託契約規則

制定日：2025年9月25日 / 版数：v1.0

本規則は、架空組織内で締結される業務委託契約に共通して適用される基本条件を整理したものであり、各契約書に優先して参考基準となる。

第1章 総則

第1条（目的）

本規則は、委託者と受託者が公正な条件のもとで業務委託契約を締結・運用するための共通ルールを定め、関係者の責務および手続を明確化することを目的とする。

第2条（適用範囲）

- 本規則は、架空組織が締結する全ての業務委託契約に適用する。
- 個別契約で本規則と異なる定めを置く場合は、書面によりその優先順位を明示する。

第3条（用語の定義）

本件業務	委託者が受託者に対して委託する業務の総称をいう。
固定報酬	一定期間に対して一律に支払われる業務対価をいう。
追加委託	当初合意外の業務について新たに委託する行為をいう。

第2章 契約管理

第4条（契約手続）

- 契約締結に際しては、業務内容・期間・対価・成果物検収方法を記載した契約書を作成する。
- 電子署名または電子メールによる同意は、書面と同等の効力をもつものとする。

第5条（契約期間）

契約期間は原則として6か月から12か月の範囲で設定し、終了1か月前までに更新意思を確認する。

第6条（対価・支払条件）

新規 2025年10月1日以降に締結・更新される全契約において、固定報酬は月額2,000,000円以下

を上限とする。

- 固定報酬および変動報酬は、業務内容と責任範囲に応じて協議のうえ決定する。

- 支払は検収完了後20日以内に、受託者指定口座へ振込で行う（振込手数料は委託者負担）。
- 上限超過が見込まれる場合は、事前に契約審査会の承認を得た特別合意書を添付する。

第3章 業務運営

第7条（成果物と検収）

- 受託者は成果物を納入した日から5営業日以内に検収結果を通知されるものとする。
- 不適合が確認された場合、受託者は合理的期間内に無償で修補または再納入する。

第8条（報告・コミュニケーション）

- 受託者は、週次または双方が定める頻度で進捗報告を提出する。
- 重大インシデント発生時は24時間以内に口頭および書面で報告する。

第9条（再委託と従事者管理）

業務の全部または重要部分を第三者へ再委託する場合、委託者の事前承諾を得るとともに、同等の守秘義務を課すものとする。

第4章 リスク管理

第10条（機密保持）

- 契約期間中および終了後5年間、業務上知り得た機密情報を第三者に開示してはならない。
- クラウドストレージや外部ツールを使用する場合は、委託者が指定する方法に従う。

第11条（知的財産）

成果物の著作権および関連する一切の知的財産権は、検収完了の時点で委託者に帰属する。ただし、個別契約で別段の定めがある場合はその限りでない。

第12条（損害賠償）

受託者の賠償責任上限は、当該契約に基づく対価総額を基本とし、故意または重過失が認められる場合に限り上限を撤廃する。

第5章 契約終了・再評価

第13条（解除）

- 重大な契約違反が是正されない場合、相手方への書面通知により直ちに解除できる。
- 破産、民事再生などの手続開始決定がなされた場合、催告なく解除できる。

第14条（再評価と更新審査）

評価項目	品質、納期遵守、コミュニケーション、コスト管理
実施時期	各契約終了時または6か月ごと
結果の扱い	更新可否および報酬水準見直しの参考とする

附則

本規則は2025年10月1日より施行し、既存契約については更新時に本規則の適用可否を協議する。

© 2025 架空組織コンプライアンス室 / 本文書の無断転用を禁じます。